

松江スポーツコミッション規約

(名称)

第1条 本組織は、松江スポーツコミッション（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、松江市のスポーツ資源や観光資源を生かし、スポーツイベントと観光の連携推進をはじめ、スポーツ大会の開催支援、スポーツ合宿の誘致等を関係者が一体となって取り組むとともに、スポーツ団体、民間事業者、地域団体、行政など関係者がネットワークを構築し新たな取組を進め、松江市のスポーツ振興及び地域活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツに関連した交流にかかる企画・調整に関すること
- (2) スポーツに関する情報の集約・発信に関すること
- (3) スポーツイベントと観光の連携に関すること
- (4) スポーツ大会及びスポーツ合宿の誘致・開催支援に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会の構成団体は別表1のとおりとする。委員は各構成団体から選出された者とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 会長は、委員の互選によって選任する。

3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名し総会において承認する。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、本会の運営を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。
- 4 監事は、本会の会計その他事務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(総会)

第8条 本会の総会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃
 - (2) 事業計画及び予算の決定
 - (3) 事業報告及び決算の承認
 - (4) その他本会の運営に関する重要な事項
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は、委員の過半数の出席で成立する。
- 5 総会の議事については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 委員が総会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。この場合における第4項及び前項の規定の適用については、その委員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、委員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、総会の議決があったものとみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第9条 本会の円滑な業務の推進のため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成団体等は別表2のとおりとする。幹事は、各構成団体等から選出された者とする。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は幹事の互選により選出する。

- 4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 第3条各号に掲げる事業の推進に関する事
 - (3) その他本会を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。
- 6 幹事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、松江市文化スポーツ部に置く。
- 3 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

(経費及び予算)

第11条 本会の経費は、補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第12条 本会の事業報告及び決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第14条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、令和7年3月28日（本会設立の日）から施行する。

附 則

本規約は、令和8年5月11日から施行する。

(別表 1) 本会の構成団体 (第 4 条関係)

一般財団法人島根県物産協会
松江郷土料理研究会
松江商店会連合会
松江美味店会
一般財団法人くにびきメッセ
一般社団法人松江観光協会
公益財団法人松江市観光振興公社
松江市障害者スポーツ協会
公益財団法人松江スポーツ協会
株式会社山陰合同銀行
株式会社島根銀行
しまね信用金庫
株式会社日本政策投資銀行 松江事務所
東出雲町商工会
まつえ北商工会
松江商工会議所
まつえ南商工会
一畑電車株式会社
一般社団法人島根県旅客自動車協会
西日本旅客鉄道株式会社 山陰支社
株式会社 SKSS
NPO 法人かしま
NPO 法人しんじ湖スポーツクラブ
NPO 法人 SPORTIVO ひがしいずも
公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団
島根県立大学・島根県立大学短期大学部
国立大学法人島根大学
松江市公民館運営協議会連合会
松江市地域スポーツ協会連合会

松江市町内会・自治会連合会
株式会社バンダイナムコ島根スサノオマジック
山陰ケーブルビジョン株式会社
株式会社山陰中央新報社
山陰中央テレビジョン放送株式会社
玉造温泉旅館協同組合
松江旅館ホテル組合
美保関旅館組合
株式会社 JTB 山陰支店
株式会社日本旅行 TiS 松江支店
名鉄観光サービス株式会社 山陰営業所
山陰パナソニック株式会社
松江市社会福祉協議会
一般社団法人 Expe
株式会社エブリプラン
OKI 愛 LAND
一般社団法人山陰飲食の会
株式会社山陰物流サービス
株式会社さんびる
合同会社 JPS 八雲振興 ゆうあい熊野館
多田スポーツアカデミー
一般社団法人地域おこしスポーツ協力隊ネットワーク
株式会社テクノプロジェクト
有限会社 Plus value
株式会社マツケイ
松江市

(別表2) 幹事会の構成団体等 (第9条関係)

一般財団法人島根県物産協会
一般社団法人松江観光協会
松江市障害者スポーツ協会
公益財団法人松江スポーツ協会
松江商工会議所
公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団
松江旅館ホテル組合
松江市
学識経験者等、業務の推進に必要な者で、会長が指名する者